

国民健康保険税の税率等の見直しについて

1 市長への答申について

令和5年11月21日及び12月15日開催の府中市国民健康保険運営協議会（以下「運協」といいます。）において、市長からの諮問によりご審議いただいた「国民健康保険税率等のあり方について」は、令和5年12月19日に会長から市長へ答申いたしました。

2 内容

国民健康保険運営協議会からの答申において、本市の国民健康保険財政の状況から税率等の見直しは避けられないとした上で、昨今の物価高騰などを勘案し、被保険者の負担の増加が最小限となるよう配慮する必要があるため、所得割率及び賦課限度額は改定を行い、被保険者全員が対象となる均等割額は据え置くことが適当とされました。また、今後2年ごとに国民健康保険税の税率等の見直しを検討する際には、赤字解消の進捗状況を踏まえ、低所得者の負担増への配慮と社会情勢への柔軟な対応を行うこととの意見が付されました。

これらを踏まえ、令和6年度における所得割率及び賦課限度額を次のとおり引き上げ、均等割額については金額を据え置くこととします。

(1) 医療分

区 分	見直し後	現 行
所得割率	5.05%	4.75%

(2) 後期高齢者支援金分

区 分	見直し後	現 行
所得割率	1.64%	1.48%
賦課限度額	22万円	20万円

(3) 介護納付金分

区 分	見直し後	現 行
所得割率	1.64%	1.55%

3 実施日等

国民健康保険税の税率等の見直しは、令和6年4月1日に実施します。なお、この措置は、令和6年度以後の国民健康保険税について適用します。